

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月22日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

佐賀県教育委員会規則第1号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成2年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(普通免許状の授与の出願)</p> <p>第3条 略 2～6 略</p> <p>7 免許法附則第12項の規定により養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第3号までに掲げる書類のほか、旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所を卒業したことを証明する書類及び免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>8～12 略</p> <p>(普通免許状の検定授与の出願)</p> <p>第4条 略 2～4 略</p> <p>5 免許法附則第18項に規定する検定を受けて同項の表の第1欄に定める免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第5号までに掲げる書類のほか、同表の第2欄に定める基礎資格を有することを証明する書類、同表の第3欄に定める実務成績証明書及び同表の第4欄に定める単位を修得したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p>	<p>(普通免許状の授与の出願)</p> <p>第3条 略 2～6 略</p> <p>7 免許法附則第11項の規定により養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第3号までに掲げる書類のほか、旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所を卒業したことを証明する書類及び免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>8～12 略</p> <p>(普通免許状の検定授与の出願)</p> <p>第4条 略 2～4 略</p> <p>5 免許法附則第17項に規定する検定を受けて同項の表の第1欄に定める免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第5号までに掲げる書類のほか、同表の第2欄に定める基礎資格を有することを証明する書類、同表の第3欄に定める実務成績証明書及び同表の第4欄に定める単位を修得したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後																
<p>6 免許法附則第19項に規定する検定を受けて免許法施行規則附則第10項の表の第1欄に定める免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第5号までに掲げる書類のほか、免許法施行規則附則第7項各号に定める基礎資格を有することを証明する書類、実務に関する証明書（様式第7号）及び免許法施行規則附則第10項の表の第3欄に定める単位を修得したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>7・8 略</p> <p>第16条の2 前条各項（第7項を除く。）の規定による別表第1から別表第6までに規定する単位の修得方法は、<u>教科に関する科目</u>にあつては別表第7、<u>養護に関する科目</u>にあつては別表第8、<u>教職に関する科目</u>にあつては別表第9のとおりとし、<u>教科又は教職に関する科目</u>にあつては免許法施行規則第6条の2第2項に規定する修得方法の例により、<u>養護又は教職に関する科目</u>にあつては免許法施行規則第10条の2第2項に規定する修得方法の例による。</p>	<p>6 免許法附則第18項に規定する検定を受けて免許法施行規則附則第10項の表の第1欄に定める免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第5号までに掲げる書類のほか、免許法施行規則附則第7項各号に定める基礎資格を有することを証明する書類、実務に関する証明書（様式第7号）及び免許法施行規則附則第10項の表の第3欄に定める単位を修得したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>7・8 略</p> <p>第16条の2 前条各項（第7項を除く。）の規定による別表第1から別表第6までに規定する単位の修得方法は、<u>次の表の左欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める修得方法とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 751 2029 1374"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 751 1594 794">科目</th> <th data-bbox="1594 751 2029 794">修得方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 794 1594 874"><u>教科に関する専門的事項に関する科目</u></td> <td data-bbox="1594 794 2029 874">別表第7第1号から第3号までのとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 874 1594 954"><u>領域に関する専門的事項に関する科目</u></td> <td data-bbox="1594 874 2029 954">別表第7第4号のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 954 1594 1002"><u>養護に関する科目</u></td> <td data-bbox="1594 954 2029 1002">別表第8のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1002 1594 1121"><u>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u></td> <td data-bbox="1594 1002 2029 1121">別表第9第1号から第3号までのとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1121 1594 1249"><u>保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u></td> <td data-bbox="1594 1121 2029 1249">別表第9第4号のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1249 1594 1329"><u>養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u></td> <td data-bbox="1594 1249 2029 1329">別表第9第5号及び第6号のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1329 1594 1374"><u>大学が独自に設定する科目</u></td> <td data-bbox="1594 1329 2029 1374">免許法施行規則第2条第1項</td> </tr> </tbody> </table>	科目	修得方法	<u>教科に関する専門的事項に関する科目</u>	別表第7第1号から第3号までのとおり	<u>領域に関する専門的事項に関する科目</u>	別表第7第4号のとおり	<u>養護に関する科目</u>	別表第8のとおり	<u>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u>	別表第9第1号から第3号までのとおり	<u>保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u>	別表第9第4号のとおり	<u>養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u>	別表第9第5号及び第6号のとおり	<u>大学が独自に設定する科目</u>	免許法施行規則第2条第1項
科目	修得方法																
<u>教科に関する専門的事項に関する科目</u>	別表第7第1号から第3号までのとおり																
<u>領域に関する専門的事項に関する科目</u>	別表第7第4号のとおり																
<u>養護に関する科目</u>	別表第8のとおり																
<u>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u>	別表第9第1号から第3号までのとおり																
<u>保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u>	別表第9第4号のとおり																
<u>養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u>	別表第9第5号及び第6号のとおり																
<u>大学が独自に設定する科目</u>	免許法施行規則第2条第1項																

改正前	改正後			
<p>2 略</p> <p>3 別表第1から別表第5までの規定により一種免許状又は二種免許状に係る単位を修得しようとする者は、<u>第1項に規定する教科に関する科目、養護に関する科目及び教職に関する科目以外の科目</u>の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければならない。</p> <p>4 免許法別表第5の規定により中学校教諭の一種免許状若しくは二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者及び免許法附則第9項の規定により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、それぞれの免許教科に応じ、<u>教科に関する科目</u>にあつては別表第7第2号に規定する職業又は同表第3号に規定する看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船の単位の修得方法の例により、<u>教職に関する科目</u>にあつては別表第9第2号又は第3号に規定する単位の修得方法の例による。</p> <p>5 略 (旧令による教員免許状記載科目の相当教科)</p> <p>第22条 旧令(旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)、旧教員免許令(明治33年勅令第134号)又は旧幼稚園令(大正15年勅令第74号)をいう。以下同じ。)の規定により授与された教員免許状</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 252 1594 459"></td> <td data-bbox="1594 252 2042 459"> <p>の表の備考第14号、免許法施行規則第9条の表の備考第6号及び免許法施行規則第10条の表の備考第2号に規定する修得方法の例による。</p> </td> </tr> </table>		<p>の表の備考第14号、免許法施行規則第9条の表の備考第6号及び免許法施行規則第10条の表の備考第2号に規定する修得方法の例による。</p>	<p>2 略</p> <p>3 別表第1から別表第5までの規定により一種免許状又は二種免許状に係る単位を修得しようとする者は、<u>第1項の表の左欄に掲げる科目(大学が独自に設定する科目を除く。)</u>以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければならない。</p> <p>4 免許法別表第5の規定により中学校教諭の一種免許状若しくは二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者及び免許法附則第9項の規定により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、それぞれの免許教科に応じ、<u>教科に関する専門的事項に関する科目</u>にあつては別表第7第2号に規定する職業又は同表第3号に規定する看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船の単位の修得方法の例により、<u>各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</u>にあつては別表第9第2号又は第3号に規定する単位の修得方法の例による。</p> <p>5 略 (旧令による教員免許状記載科目の相当教科)</p> <p>第22条 旧令(旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)、旧教員免許令(明治33年勅令第134号)又は旧幼稚園令(大正15年勅令第74号)をいう。以下同じ。)の規定により授与された教員免許状</p>
	<p>の表の備考第14号、免許法施行規則第9条の表の備考第6号及び免許法施行規則第10条の表の備考第2号に規定する修得方法の例による。</p>			

改正前						改正後					
に記載された教科に相当する免許法第4条第5項に掲げる教科については、別表第10のとおりとする。						に記載された教科に相当する免許法第4条第5項に掲げる教科については、別表第11のとおりとする。					
別表第1（第16条関係）						別表第1（第16条関係）					
(1) 小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭に係る単位の修得方法						(1) 小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭に係る単位の修得方法					
第1欄	第2欄	第3欄				第1欄	第2欄	第3欄			
受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数				受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	合計
略						略					
高等学校教諭一種免許状	略					高等学校教諭一種免許状	略				
幼稚園教諭 二種免許状	5	4	20	6	45	幼稚園教諭 二種免許状	5	4	19	5	40
	6	4	19	5	40						
	7	3	17	5	35						
	8	3	15	4	30						
	9	2	13	4	25						

改正前						改正後					
二 種 免 許 状	<u>10</u>	<u>2</u>	<u>11</u>	<u>3</u>	<u>20</u>						
	<u>11</u>	<u>1</u>	<u>9</u>	<u>3</u>	<u>15</u>						
	<u>12</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	<u>2</u>	<u>10</u>						
	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>30</u>		<u>45</u>						
	<u>7</u>	<u>4</u>	<u>27</u>		<u>40</u>						
	<u>8</u>	<u>4</u>	<u>24</u>		<u>35</u>						
	<u>9</u>	<u>3</u>	<u>21</u>		<u>30</u>						
	<u>10</u>	<u>3</u>	<u>18</u>		<u>25</u>						
	<u>11</u>	<u>2</u>	<u>15</u>		<u>20</u>						
	<u>12</u>	<u>2</u>	<u>12</u>		<u>15</u>						
	<u>13</u>	<u>1</u>	<u>9</u>		<u>10</u>						

備考 この表の第1欄に掲げる免許状の種類及び第2欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第3欄に掲げる単位を修得するものとする。(別表第2から別表第5までの場合においても同様とする。)

備考 この表の第1欄に掲げる免許状の種類及び第2欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第3欄に掲げる単位を修得するものとする(次号の表及び別表第2から別表第5までの場合においても同様とする。)

(2) 幼稚園教諭に係る単位の修得方法

第1欄	第2欄	第3欄			
受けよ うとす る免許 状の種 類	在職年 数	最低修得単位数			
		領域に関 する専門 的事項に 関する科 目	保育内容 の指導法 に関する 科目又は 教諭の教 育の基礎 的理解に	大学が独 自に設定 する科目	合計

改正前				改正後																						
<p>別表第2（第16条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">第1欄</th> <th style="width: 10%;">第2欄</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">第3欄</th> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">受けようとする免許</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">在職年数</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">最低修得単位数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教科に関</td> <td style="text-align: center;">教職に関</td> <td style="text-align: center;">教科又は</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> </thead> </table>				第1欄	第2欄	第3欄				受けようとする免許	在職年数	最低修得単位数				教科に関	教職に関	教科又は	合計					関する科目等		
				第1欄	第2欄	第3欄																				
				受けようとする免許	在職年数	最低修得単位数																				
						教科に関	教職に関	教科又は	合計																	
				幼稚園教諭	二種免許状	5	4	20	6	45																
						6	4	19	5	40																
						7	3	17	5	35																
						8	3	15	4	30																
						9	2	13	4	25																
						10	2	11	3	20																
						11	1	9	3	15																
						12	1	7	2	10																
				二種免許状	6	5	30		45																	
					7	4	27		40																	
					8	4	24		35																	
					9	3	21		30																	
					10	3	18		25																	
					11	2	15		20																	
					12	2	12		15																	
				13	1	9		10																		

別表第2（第16条関係）
 (1) 小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭に係る単位の修得方法

第1欄	第2欄	第3欄			
受けようとする免許	在職年数	最低修得単位数			
		教科に関	各教科の	大学が独	合計

改正前						改正後					
状の種類		する科目	する科目	教職に関する科目		状の種類		する専門的事項に関する科目	指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	自に設定する科目	
略						略					
高等学校教諭一種免許状	略					高等学校教諭一種免許状	略				
幼稚園教諭一種免許状	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>12</u>	<u>6</u>	<u>25</u>						
	<u>4</u>	<u>2</u>	<u>10</u>	<u>5</u>	<u>20</u>						
	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>9</u>	<u>4</u>	<u>15</u>						
	<u>6</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	<u>2</u>	<u>10</u>						
(2) 幼稚園教諭に係る単位の修得方法											
第1欄		第2欄		第3欄							
受けようとする免許状の種類		在職年数		最低修得単位数							
				領域に関する専門的事項に関する科目		保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎		大学が自に設定する科目		合計	

改正前					改正後						
								的 <u>理解に</u> <u>関する科</u> <u>目等</u>			
					幼稚園	3	2	12	6	25	
					教諭二	4	2	10	5	20	
					種免許	5	1	9	4	15	
					状	6	1	7	2	10	
別表第3 (第16条関係)					別表第3 (第16条関係)						
第1欄	第2欄	第3欄			第1欄	第2欄	第3欄				
受けよ うとす る免許 状の種 類	在職年 数	最低修得単位数				受けよ うとす る免許 状の種 類	在職年 数	最低修得単位数			
		<u>教科に</u> <u>関する</u> <u>科目</u>	<u>教職に</u> <u>関する</u> <u>科目</u>	<u>教科又は</u> <u>教職に</u> <u>関する</u> <u>科目</u>	合計			<u>教科に</u> <u>関する</u> <u>専門的</u> <u>事項に</u> <u>関する</u> <u>科目</u>	<u>各教科の</u> <u>指導法に</u> <u>関する</u> <u>科目又は</u> <u>教諭の教</u> <u>育の基礎</u> <u>的理解に</u> <u>関する</u> <u>科目等</u>	<u>大学が独</u> <u>自に設定</u> <u>する科目</u>	合計
略					略						
別表第4 (第16条関係)					別表第4 (第16条関係)						
(1) 修業年限3年の看護婦養成施設を卒業した者					(1) 修業年限3年の看護師養成施設を卒業した者						
第1欄	第2欄	第3欄			第1欄	第2欄	第3欄				
受けよ うとす	在職年 数	最低修得単位数				受けよ うとす	在職年 数	最低修得単位数			
		<u>教科に</u> <u>関する</u> <u>科目</u>	<u>教職に</u> <u>関する</u> <u>科目</u>	<u>教科又は</u> <u>教職に</u> <u>関する</u> <u>科目</u>	合計			<u>教科に</u> <u>関する</u> <u>各教科の</u> <u>大学が独</u>	<u>自に設定</u> <u>する科目</u>	合計	

改正前						改正後					
る免許 状の種 類		する科目	する科目	教職に関 する科目		る免許 状の種 類		する専門 的事項に 関する科 目	指導法に 関する科 目及び教 諭の教育 の基礎的 理解に関 する科目 等	自に設定 する科目	
略						略					
(2) 修業年限2年の看護婦養成施設を卒業した者						(2) 修業年限2年の看護師養成施設を卒業した者					
第1欄	第2欄	第3欄				第1欄	第2欄	第3欄			
受けよ うとす る免許 状の種 類	在職年 数	最低修得単位数				受けよ うとす る免許 状の種 類	在職年 数	最低修得単位数			
		教科に関 する科目	教職に関 する科目	教科又は 教職に関 する科目	合計			教科に関 する専門 的事項に 関する科 目	各教科の 指導法に 関する科 目及び教 諭の教育 の基礎的 理解に関 する科目 等	大学が独 自に設定 する科目	合計
略						略					
別表第5 (第16条関係)						別表第5 (第16条関係)					
第1欄	第2欄	第3欄				第1欄	第2欄	第3欄			
受けよ うとす	在職年 数	最低修得単位数				受けよ うとす	在職年 数	最低修得単位数			
		養護に関	教職に関	養護又は	合計			養護に関	養護教諭	大学が独	合計

改正前						改正後					
る免許状の種類		する科目	する科目	教職に関する科目		る免許状の種類		する科目	・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	自に設定する科目	
略						略					
別表第6（第16条関係）						別表第6（第16条関係）					
第1欄	第2欄	第3欄				第1欄	第2欄	第3欄			
受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数				受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数			
		管理栄養士学校指定期別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	合計			管理栄養士学校指定期（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	合計
略						略					

別表第6の2を次のように改める。

別表第6の2（第16条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
-----	-----	-----	-----

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	受けようとする免許状に関する勤務年数	最低修得単位数						大学が独自に設定する科目	合計
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					
					道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	1		7	1	2				10
	中学校教諭普通免許状	1		7		2				9
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	1	7	2		2				11
		2	5	1		2				8
	高等学校教諭普通免許状	1		1	1	1			3	6
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）	1		1		2			6	9

備考 この表の第1欄に掲げる免許状の種類、第2欄に掲げる必要とする学校の免許状及び第3欄に掲げる勤務年数に応じ、それぞれ第4

欄に掲げる単位を修得するものとする。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後					
別表第7（第16条の2関係）				別表第7（第16条の2関係）					
(1) 小学校教諭に係る <u>教科に関する科目</u> の単位の修得方法				(1) 小学校教諭に係る <u>教科に関する専門的事項に関する科目</u> の単位の修得方法					
<p>免許法施行規則第3条第1項に掲げる<u>教科に関する科目</u>のうち1以上の科目について最低修得単位数を修得するものとする。</p>				<p>免許法施行規則第3条第1項の表の備考第1号に掲げる<u>教科に関する専門的事項を含む科目</u>のうち1以上の科目について最低修得単位数を修得するものとする。</p>					
(2) 中学校教諭に係る <u>教科に関する科目</u> の単位の修得方法				(2) 中学校教諭に係る <u>教科に関する専門的事項に関する科目</u> の単位の修得方法					
第1欄	第2欄	第3欄			第1欄	第2欄	第3欄		
免許教科	<u>教科に関する科目</u>	最低修得単位数			免許教科	<u>教科に関する専門的事項に関する科目</u>	最低修得単位数		
		4以下の場合	5以上9以下の場合	10以上の場合			4以下の場合	5以上9以下の場合	10以上の場合
略				略					
社会	日本史及び外国史	略			社会	日本史・外国史	略		
	略					略			
略				略					
音楽	略	略			音楽	略	略		
	音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）					音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）			

改正前			改正後		
美術	略	略	美術	略	略
	美術理論及び美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)			美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	
保健体育	略	略	保健体育	略	略
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)			「体育原理、体育心理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	
	略			略	
	衛生学及び公衆衛生学			衛生学・公衆衛生学	
	略			略	
保健	生理学及び栄養学	略	保健	生理学・栄養学	略
	衛生学及び公衆衛生学			衛生学・公衆衛生学	
	略			略	
略			略		
英語	略	略	英語	略	略
	英米文学			英語文学	
	略			略	
略			略		
備考 1 この表の第2欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。			備考 1 この表の第2欄に掲げる教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。		

改正前				改正後			
<p>2 英語以外の外国語の<u>教科に関する科目</u>の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。</p> <p>3 この表の第2欄に掲げる<u>教科に関する科目</u>のうち、「 」内に表示された<u>教科に関する科目</u>の単位の修得方法は、当該<u>教科に関する科目</u>の1以上にわたって行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの<u>科目のうち2以上の科目</u>（商船をもって水産と替えることができる。）についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。</p> <p>4 この表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる<u>教科に関する科目</u>について、第3欄に掲げる単位を修得するものとする。</p> <p>(3) 高等学校教諭に係る<u>教科に関する科目</u>の単位の修得方法</p>				<p>2 英語以外の外国語の<u>免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目</u>の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。</p> <p>3 この表の第2欄に掲げる<u>教科に関する専門的事項に関する科目</u>のうち「 」内に示された<u>事項</u>は、当該<u>事項</u>の1以上にわたって行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの<u>教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の教科に関する専門的事項に関する科目</u>（商船をもって水産と替えることができる。）についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。</p> <p>4 この表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる<u>教科に関する専門的事項に関する科目</u>について、第3欄に掲げる単位を修得するものとする。</p> <p>(3) 高等学校教諭に係る<u>教科に関する専門的事項に関する科目</u>の単位の修得方法</p>			
第1欄	第2欄	第3欄		第1欄	第2欄	第3欄	
免許教科	<u>教科に関する科目</u>	最低修得単位数		免許教科	<u>教科に関する専門的事項に関する科目</u>	最低修得単位数	
		4以下の場合	5以上 9以下の 場合			10以上の 場合	4以下 の場合
略							
地理歴史	略	略		地理歴史	略	略	
	人文地理学及び自然地理学				人文地理学・自然地理学		
	略				略		

改正前			改正後		
略			略		
音楽	略	略	音楽	略	略
	音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）			音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	
美術	略	略	美術	略	略
	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）			美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	
工芸	図法及び製図	略	工芸	図法・製図	略
	略			略	
	工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）			工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	
略			略		
保健体育	略	略	保健体育	略	略
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）			「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	

改正前			改正後		
	略			略	
	衛生学及び公衆衛生学			衛生学・公衆衛生学	
	略			略	
保健	略	略	保健	略	略
	衛生学及び公衆衛生学			衛生学・公衆衛生学	
	略			略	
略			略		
家庭	略	略	家庭	略	略
	家庭電気・機械及び情報処理			家庭電気・家庭機械・情報処理	
情報	情報社会及び情報倫理	略	情報	情報社会・情報倫理	略
	コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）			コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	
	略			略	
	マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）			マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	
	略			略	
略			略		
福祉	略	略	福祉	略	略
	高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉			高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	
	略			略	
	介護理論及び介護技術			介護理論・介護技術	
	略			略	

改正前			改正後				
	人体構造及び日常生活行動に関する理解			人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解			
	加齢及び障害に関する理解			加齢に関する理解・障害に関する理解			
略			略				
英語	略	略	英語	略	略		
	英米文学			英語文学			
	略			略			
略			略				
備考 略			備考 略				
(4) 幼稚園教諭に係る <u>教科に関する科目</u> の単位の修得方法			(4) 幼稚園教諭に係る <u>領域に関する専門的事項に関する科目</u> の単位の修得方法				
<p>免許法施行規則第2条第1項に掲げる<u>教科に関する科目</u>のうち1以上の科目について最低修得単位数を修得するものとする。</p>			<p>免許法施行規則第2条第1項の表の備考第1号に掲げる<u>領域に関する専門的事項に関する科目</u>のうち1以上の科目について最低修得単位数を修得するものとする。</p>				
別表第8（第16条の2関係）			別表第8（第16条の2関係）				
養護教諭に係る養護に関する科目の単位の修得方法			養護教諭に係る養護に関する科目の単位の修得方法				
第1欄		第2欄		第1欄		第2欄	
養護に関する科目		最低修得単位数		養護に関する科目		最低修得単位数	
		5以下の 場合	6以上 9以下 の場合			5以下の 場合	6以上 9以下 の場合
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）		略		衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）		略	

改正前		改正後	
略		略	
健康相談活動の理論及び方法		健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	
略		略	
解剖学及び生理学		解剖学・生理学	
略		略	
備考 略		備考 略	

別表第9を次のように改める。

別表第9（第16条の2関係）

(1) 小学校教諭に係る各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
	第1欄	第2欄	第3欄
	教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
9以下	2	5	
10以上14以下	3	7（第2欄の科目4単位以上及び第3欄の科目1単位以上を含む。）	
15以上19以下	4	11（第2欄の科目7単位以上及び第3欄の科目2単位以上を含む。）	
20以上	6	14（第2欄の科目10単位以上及び第3欄の科目2単位以上を含む。）	

備考 1 この表の第1欄から第3欄に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第3条第1項の表に規定する免許状の種類に応じ各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

2 この表の第2欄に掲げる各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、この表の備考1の規定にかかわらず、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の最低修得単位数が10以上14以下の場合にあっては2以上の各教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の指導法（以下「音楽等の指導法」という。）のうち1以上を含む。）を、15以上19以下の場合にあっては4以上の各教科の指導法（音楽等の指導法のうち1以上を含む。）を、20以上の場合にあっては5以上の各教科の指導法（音楽等の指導法のうち2以上を含む。）を含めた事項について修得するものとする。

3 この表の第3欄に掲げる道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、こ

の表の備考1の規定にかかわらず、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の最低修得単位数が10以上の場合にあつては、道徳の理論及び指導法を含めた事項について修得するものとする。

(2) 中学校教諭に係る各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
	第1欄	第2欄	第3欄
	教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
7以下	2	3	
8以上12以下	3	5 (第2欄の科目2単位以上及び第3欄の科目1単位以上を含む。)	
13以上17以下	5	8 (第2欄の科目4単位以上及び第3欄の科目2単位以上を含む。)	
18以上	6	10 (第2欄の科目4単位以上及び第3欄の科目2単位以上を含む。)	

備考 1 この表の第1欄から第3欄に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第4条第1項の表に規定する免許状の種類に応じ各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

2 この表の第3欄に掲げる道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、この表の備考1の規定にかかわらず、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の最低修得単位数が8以上の場合にあつては、道徳の理論及び指導法を含めた事項について修得するものとする。

(3) 高等学校教諭に係る各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
	第1欄	第2欄	第3欄
	教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
5以下	2	2	
6以上8以下	2	4 (第2欄の科目2単位以上及び第3欄の科目1単位以上を含む。)	
9以上11以下	3	6 (第2欄の科目3単位以上及び第3欄の科目2単位以上を含む。)	
12以上	4	8 (第2欄の科目4単位以上及び第3欄の科目2単位以上を含む。)	

備考 この表の第1欄から第3欄に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第5条第1項の表に規定する免許状の種類に応じ各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

(4) 幼稚園教諭に係る保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

最低修得単位数	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
	第1欄	第2欄	第3欄
	教育の基礎的理解に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
9以下	2		5
10以上14以下	3		7
15以上19以下	4		11
20以上	6		14

備考 この表の第1欄から第3欄に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第2条第1項の表に規定する免許状の種類に応じ各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

(5) 養護教諭に係る養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

最低修得単位数	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	
	第1欄	第2欄
	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
4以下	1	2
5又は6	2	2
7以上	2	3

備考 この表に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第9条の表に規定する各科目に含めることが必要な事項のうち、第1欄にあっては当該科目に係るいずれかの事項について修得するものとし、第2欄にあっては当該科目に係る2以上の事項について修得するものとする。

(6) 栄養教諭に係る養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

最低修得単位数	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	
	第1欄	第2欄
	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

3	1	2
4	1	3
5	2	3
6	2	4

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
様式第7号(第4条関係) <table border="1"> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>※1 略</td> </tr> <tr> <td>※2 イの期間については、病気休職・育児休業など休職等期間を記載してください。この期間については、<u>教育職員免許法附則第19項</u>に規定する最低在職年数として認められません。</td> </tr> <tr> <td>※3～※6 略</td> </tr> </table>	略	※1 略	※2 イの期間については、病気休職・育児休業など休職等期間を記載してください。この期間については、 <u>教育職員免許法附則第19項</u> に規定する最低在職年数として認められません。	※3～※6 略	様式第7号(第4条関係) <table border="1"> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>※1 略</td> </tr> <tr> <td>※2 イの期間については、病気休職・育児休業など休職等期間を記載してください。この期間については、<u>教育職員免許法附則第18項</u>に規定する最低在職年数として認められません。</td> </tr> <tr> <td>※3～※6 略</td> </tr> </table>	略	※1 略	※2 イの期間については、病気休職・育児休業など休職等期間を記載してください。この期間については、 <u>教育職員免許法附則第18項</u> に規定する最低在職年数として認められません。	※3～※6 略
略									
※1 略									
※2 イの期間については、病気休職・育児休業など休職等期間を記載してください。この期間については、 <u>教育職員免許法附則第19項</u> に規定する最低在職年数として認められません。									
※3～※6 略									
略									
※1 略									
※2 イの期間については、病気休職・育児休業など休職等期間を記載してください。この期間については、 <u>教育職員免許法附則第18項</u> に規定する最低在職年数として認められません。									
※3～※6 略									

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。